

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2018年7月26日付)</p>	<p>改定後 (2019年7月1日付)</p>
<p>第2条(定義) —</p>	<p>第2条(定義) (11)「他社光コラボレーションサービス」とは、当社以外の事業者が光コラボレーションモデルを活用し提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p>
<p>第2条(定義) (17)「新規申込」とは、フレッツ光を利用されていない申込者が、当社に本サービスの申込みを行うことをいいます。</p>	<p>第2条(定義) (18)「新規申込」とは、フレッツ光および他社光コラボレーションサービスを利用されていない申込者が、当社に本サービスの申込みを行うことをいいます。</p>
<p>第2条(定義) (18)「転用」とは、フレッツ光の利用者が、当社に当該フレッツ光の契約を本サービスへ契約変更の申込みを行うことをいいます。</p>	<p>第2条(定義) (19)「転用」とは、フレッツ光の利用者が、当社に当該フレッツ光の契約を本サービスへ契約変更の申込みを行い、フレッツ光の契約解除と同時に本サービスの契約締結を実施することをいいます。</p>
<p>第2条(定義) —</p>	<p>第2条(定義) (20)「事業者変更」とは、他社光コラボレーションサービスの利用者が、当社に当該光コラボレーションサービスの契約を本サービスへ契約変更の申込みを行い、他社光コラボレーションサービスの契約解除と同時に本サービスの契約締結を実施すること、および、本サービスの利用者が他社光コラボレーションサービスまたはフレッツ光へ契約変更の申込みを行い、本サービスの契約解除と同時に他社光コラボレーションサービスまたはフレッツ光の契約締結を実施することをいいます。</p>
<p>第12条(契約の申込みの承諾) 1. 本サービスに係る契約は、第11条(提供条件)に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただくことがあります。 (1) 新規申込の場合、本サービスの工事完了日に利用契約</p>	<p>第12条(契約の申込みの承諾) 1. 本サービスに係る契約は、第11条(提供条件)に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただくことがあります。 (1) 新規申込の場合、本サービスの工事完了日に利用契約</p>

<p>が成立するものとします。</p> <p>(2) 転用の場合、当社が転用受付手続きの完了を確認した日に契約が成立するものとします。</p>	<p>が成立するものとします。</p> <p>(2) 転用及び事業者変更の場合、フレッツ光又は他社光コラボレーションサービスから本サービスへの変更が完了した日に契約が成立するものとします。</p>
<p>第 17 条（課金開始日）</p> <p>1. 本サービスの申し込みをした場合の課金開始日は第 12 条（契約の申込みの承諾）に定める本サービスの契約成立日とします。ただし、当社の特別な事情により実際の工事完了日または転用受付手続き完了日より遅れて当社がその事実を知った場合、当該期間に発生した利用料金については、後日合算してお支払いいただく場合があります。</p>	<p>第 17 条（課金開始日）</p> <p>1. 本サービスの申し込みをした場合の課金開始日は第 12 条（契約の申込みの承諾）に定める本サービスの契約成立日とします。ただし、当社の特別な事情により実際の工事完了日、転用完了日または事業者変更完了日より遅れて当社がその事実を知った場合、当該期間に発生した利用料金については、後日合算してお支払いいただく場合があります。</p>
<p>第 28 条（会員が行う契約の解約）</p> <p>1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、解約の意思表示が当社に到達した日の翌営業日を 1 日目として、6 営業日目から 90 日目の間で会員が指定した日とします。</p>	<p>第 28 条（会員が行う契約の解約）</p> <p>1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) 解約の意思表示が当社に到達した日の翌営業日を 1 日目として、6 営業日目から 90 日目の間で会員が指定した日とします。</p> <p>(2) 前号に拘らず、事業者変更を伴う解約の場合、本サービスから他社光コラボレーションサービスまたはフレッツ光への変更が完了した日とします。</p>
<p>第 28 条（会員が行う契約の解約）</p> <p>—</p>	<p>第 28 条（会員が行う契約の解約）</p> <p>5. 第 1 項の事業者変更を伴う解約の申し入れにおいて、第 26 条第 2 項第 (13) 号または第 (17) 号のいずれかに該当する場合、当社は当該申し入れを承諾しない場合があります。</p>

「光電話 (N) サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2015 年 8 月 11 日付)</p>	<p>改定後 (2019 年 7 月 1 日付)</p>
<p>第 2 条（定義）</p> <p>(13) 「光電話 (N) 番号」</p> <p>電気通信番号規則に基づき特定協定事業者に指定された電気通信番号であって、利用契約に基づいて当社が会員に割当ててるもの</p>	<p>第 2 条（定義）</p> <p>(13) 「光電話 (N) 番号」</p> <p>電気通信番号規則に基づき特定協定事業者に指定された固定電話番号であって、利用契約に基づいて当社が会員に割当ててるもの</p>

<p>第2条（定義） (20)「転用」 フレッツ光回線におけるひかり電話をご利用中の申込者が、本サービスへ切り替えること</p>	<p>削除</p>
<p>第14条（光電話（N）番号の通知） 3. 当社は、第1項第（2）号及び第（3）号の通信であっても、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を着信先とする通信の場合は、その会員の光電話（N）番号、氏名又は名称及びサービス会員回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。</p>	<p>第14条（光電話（N）番号の通知） 3. 当社は、第1項第（2）号及び第（3）号の通信であっても、電気通信番号規則に規定する緊急通報番号（110番、118番または119番をいいます）を着信先とする通信の場合は、その会員の光電話（N）番号、氏名又は名称及びサービス会員回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。</p>
<p>第41条（会員の氏名の通知等） 1. 会員は、別記記載の項番12に定める電気通信サービスに係る契約を別記記載の項番12に定める協定事業者と締結した場合、当該協定事業者から当社に請求があったときは、当社がその会員の氏名、住所及び光電話（N）番号等を、当該協定事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p>	<p>第41条（会員の氏名の通知等） 1. 会員は、会員とKDDI株式会社間の第2種一般電話等契約に基づき提供される本邦外から本サービスに着信し会員が料金を負担するKDDI株式会社の電気通信サービス（以下、国際着信払いサービスとします。以下同じ）を利用した場合、KDDI株式会社から当社に請求があったときは、当社がその会員の氏名又は名称、住所又は本店所在地、及び光電話（N）番号等の国際着信払いサービスの料金の請求に必要な情報を、KDDI株式会社に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p>
<p>第46条（協定事業者との契約） 1. 会員は、別記記載の項番12に定める協定事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）と、当該協定事業者がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、別記記載の項番12に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 2. 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、</p>	<p>第46条（協定事業者の料金の回収代行） 1. 会員は、国際着信払いサービスの料金を、当社がKDDI株式会社からの委託を受けた特定協定事業者からさらに委託を受けて回収することを、承諾するものとします。 2. 当社は、前項の規定により当社が回収する国際着信払いサービスの料金を、光電話（N）の料金と合わせてその会員に請求します。 3. 当社は、会員からKDDI株式会社に対する国際着信払いサービス料金の支払いについて当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</p>

<p>その当該電気通信事業者にその料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。</p>	
<p>別記 1 種類 (1) 通信の態様による区別 備考 6.タイプ1は、特定協定事業者にてタイプ1を利用し、かつそれを転用する会員に限り提供するものとします。</p>	<p>別記 1 種類 (1) 通信の態様による区別 備考 6.タイプ1は、協定事業者にてタイプ1を利用し、かつそれを転用（SoftBank 光サービス規約第2条19号に規定する手続きをいいます）、または事業者変更（SoftBank 光サービス規約第2条20号に規定する手続きをいいます）する会員に限り提供します。</p>
<p>別記 1 種類 (2) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別 光電話オフィス(N) 光電話オフィスプラス(N)</p>	<p>削除</p>
<p>別記 1.2 協定事業者との利用契約の締結</p>	<p>削除</p>
<p>別表1 オプションサービス一覧 一括転送サービス 復旧通知サービス</p>	<p>削除</p>